



議案第二十二号

三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の

一部改正について

次のとおり三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正すること  
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本  
議会の議決を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例

三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表（第5条関係）

三徳地区多目的研修会施設使用料

項目 室名	基本使用料		追加使用料		冷暖房料	特別料金
	昼間	夜間	昼間	夜間		
会議室	円 2000	円 3000	円 500	円 800	使用料の 50%	円 2000
大ホール	3000	5000	1,000	1,500	"	3000

施設名	区分	使用料
味噌加工施設	/工程(15Kg当り)	750円
洗濯施設	毛布/枚当り	100円

備考

- 1 基本料金は、許可使用時間4時間までの額をいう。
  - (1) 昼間料金は、午前8時30分から午後5時までとする。
  - (2) 夜間料金は、午後5時から午後10時までとする。
- 2 追加料金は、使用時間を超えて使用した時間/時間当たりの額をいう。ただし、/時間未満の端数を生じたときは、その端数を/時間として計算する。
- 3 特別料金は、酒類の持込みをしたときに徴収する。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。